

## 見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和6年3月15日

支出負担行為担当官

東北管区警察学校庶務部会計課長

佐藤 博晃

### 記

#### 1 契約の内容

- (1) 契約件名 自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 内容ほか 別添仕様書のとおり
- (3) 契約履行場所 東北管区警察学校（宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号）
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 2 見積書の提出

##### (1) 提出期限

令和6年3月25日（月） 17時15分まで

※見積書の提出は、持参、郵送、FAX及び電子メールを問わず、締切日時必着とし、郵送する場合は封筒の表に「自家用電気工作物保安管理業務委託の見積書在中」と必ず記載すること。

##### (2) 見積金額

見積金額は、「自家用電気工作物保安管理業務委託」について、別紙のとおりに見積りし、総額（消費税込）を記載すること。

##### (2) 提出場所

〒985-0834 宮城県多賀城市丸山1丁目1番1号

東北管区警察学校 庶務部会計課 調達管財係宛

[FAX 番号] 022-207-2861（直通） [メールアドレス] tohoku.RPSF@npa.go.jp

#### 3 契約書等作成の要否

要

#### 4 支払条件

各月末日の経過後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

#### 5 その他

- (1) 業務実施に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) その他詳細については、担当係の指示に従うこと。
- (3) 本契約に係る契約締結は、令和6年度本予算に当該経費が盛り込まれるとともに、同予算が成立し予算示達が行なわれることを条件とする。

#### 6 問い合わせ先

東北管区警察学校庶務部会計課調達管財係

電話022-366-2121（代表）

# 仕 様 書

## 1 件名

自家用電気工作物保安管理業務委託

## 2 場所

宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号 東北管区警察学校

## 3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 業務概要

東北管区警察学校における自家用電気工作物が、常に正常な状態を維持できるよう、点検、測定及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生した際に速やかに原因を特定し、適切な措置を行うものとする。

## 5 対象設備

### (1) 高圧受電設備（受電電圧6,600V、設備容量計750kVA）

ア 本館キュービクル（設備容量550kVA）

イ 射撃場キュービクル（設備容量200kVA）

### (2) 非常用予備発電設備（設備容量125kVA、発電容量100kW）

### (3) 非常用蓄電池設備（設備容量150Ah／10HR）

### (4) 常用発電設備

ア 本館屋上太陽光（発電容量20kW）

イ 清心寮屋上太陽光（発電容量10kW）

## 6 保安管理業務について

### (1) 受託者が実施する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、委託者の保安規定に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者が自ら実施するものとする。

受託者は、電気工作物の維持及び運用については、別表1「巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）」に基づき定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を報告するとともに、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、委託者に対し、その採るべき措置を指示又は助言する。

### (2) 対象となる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工時における検査を行い、必要な指導、助言を行う。

- (3) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急措置等を指導するとともに事故原因の探求に協力し、再発防止につき取るべき措置を指導、助言し、必要に応じ臨時点検を行う。
- (4) 電気事業法第 107 条に規定する立入検査の立ち会いを行う。
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出を要する書類等及び図面について、その作成及び手続きの指導を行う。

## 7 電気主任技術者等の資格

- (1) 受託者は、本業務を実施する者には、電気事業法施行規則に適合する者（第三種以上の電気主任技術者）、また、故障時・事故時等の緊急対応のため常時連絡体制が確立されており、発注者からの連絡後、当校へ速やかに到着できると認められる者を充てること。
- (2) 電気主任技術者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理の一部を実施させることができる。
- (3) 電気主任技術者及び保安業務従事者（以下、「電気主任技術者等」という。）は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、発注者の求める場合には、提示しなければならない。
- (4) 電気主任技術者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

ただし、補助者は実務経験を有し、電気工事士法等の有資格者を充てること。

## 8 その他

その他記載のない事項については、電気事業法等の関係法令及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書」に基づくものとする。

## 巡視、点検及び測定・試験の基準(需要設備)

対象	項目	月次点検			年次点検			測定		
		No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	測定項目	周 期
引込設備	区分 開閉器	1	外観点検、異音、異臭、 損傷、汚損等の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食、過 熱、発錆、変形、緩み	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	指示、表示	1ヶ月	2	操作具合、機構	1年	2	接地抵抗測定	1年
					3	付属装置の状態	1年	3	連動特性試験	1年
					4			4	動作特性試験	1年
	引込線	1	外観点検、損傷、汚損、 弛み	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年			
		2	電線と他物との離隔、距 離の適否	1ヶ月						
引込設備	支持物	1	緩み、損傷、汚損	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年			
		2	腕金、碍子等	1ヶ月						
	ケーブル等	1	外観点検、異音、異臭、 損傷、汚損等の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食、過 熱、発錆、変形、緩み	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	接続部の過熱、損傷、腐 食	1ヶ月						
		3	ケーブル保護管、吊架線 等	1ヶ月						
		4	電線と他物との離隔、距 離の適否	1ヶ月						
ハンドホール マンホール	1	外観点検、損傷、汚損等 の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年				
接地線 接地工事	1	外観点検、損傷、汚損等 の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年	1	接地抵抗測定	1年	
	2	接地線等の保安装置の 取付状態	1ヶ月	2	断線	1年	2	導通試験	1年	
				3	接地線、保護管等	1年				
受変電設備	断路器	1	受けと刃の接触、過熱、 変色、ゆるみ	1ヶ月	1	受けと刃の接触、過熱、 緩み、荒れ具合	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	汚損、異物付着	1ヶ月	2	損傷、亀裂	1年			
		3	その他必要事項	1ヶ月	3	フレ止め装置の機能	1年			
					4	その他必要事項	1年			
	遮断器 開閉器類 電力用ヒューズ	1	外観点検、汚損、亀裂、 過熱、発錆、損傷	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食、過 熱、発錆、変形、緩み	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
2		指示、点灯	1ヶ月	2	操作具合、機構	1年	2	接地抵抗測定	1年	
3		その他必要事項	1ヶ月	3	付属装置の状態	1年	3	連動特性試験	1年	
				4	その他必要事項	1年	4	動作特性試験	1年	
				5			5	絶縁油試験	不定期	
接地線 接地工事	1	外観点検、損傷、汚損等 の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年				
	2	接地線等の保安装置の 取付状態	1ヶ月	2	断線	1年				
				3	接地線、保護管等	1年				
母線	1	母線の高さ、弛み、他物 との離隔距離、腐食、損 傷、過熱	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食、発 錆、変形	1年	1	絶縁抵抗測定	1年	
				2	接続部分、クランプ類の 腐食、損傷、過熱	1年				
	2	電線と他物との離隔、距 離の適否	1ヶ月	3	碍子類、支持物の腐食、 損傷、変形	1年				

対象	項目	月次点検			年次点検			測定		
		No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	測定項目	周 期
受変電設備	受電用変圧器	1	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、緩み、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度	1ヶ月	1	各部の損傷、腐食、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損、油量	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	付属装置の点検、動作状態、取付状態	1ヶ月	2	付属装置各部の点検(機能及び状態)	1年	2	接地抵抗測定	1年
		3	その他必要事項	1ヶ月	3	油の汚れ、必要により特性調査	1年	3	必要により絶縁油試験	不定期
					4	その他必要事項	1年	4	各種接地線に流れる漏洩電流測定	1ヶ月
								5	電圧、負荷電流測定	1ヶ月
	計器用変成器	1	各部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、過熱、音響、ヒューズの異常	1ヶ月	1	各部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損、ヒューズの異常	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	その他必要事項	1ヶ月	2	その他必要事項	1年	2	接地抵抗測定	1年
	避雷器	1	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損	1ヶ月	1	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損、コンパウンドの異常	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	その他必要事項	1ヶ月	2	その他必要事項	1年	2	接地抵抗測定	1年
	配電盤	1	計器の異常、表示札・表示灯の異常	1ヶ月	1	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱、緩み、断線	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	操作、切換開閉器などの異常	1ヶ月				2	接地抵抗測定	1年
		3	その他必要事項	1ヶ月				3	電圧、負荷電流測定	1ヶ月
構造物	1	電気室等の損傷、汚損等	1ヶ月	1	施錠、表示状況確認	1年				
電力用コンデンサリアクトル	1	本体外部点検、漏油、汚損、音響、過熱、振動	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年	1	絶縁抵抗測定	1年	
							2	接地抵抗測定	1年	
配電設備（屋外電線を含む）	断路器 遮断機 開閉器類	1	受変電設備用と同じ	1ヶ月	1	受変電設備用と同じ	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	1ヶ月				2	接地抵抗測定	1年
								3	絶縁油試験	不定期
								4	連動特性試験	1年
								5	動作特性試験	1年
	配電用変圧器	1	必要により特定範囲のものについて行う(点検箇所・ねらいは受変電設備用と同じ)	1ヶ月	1	受変電設備用と同じ	1年	1	受変電設備用と同じ	1年
	その他付属設備	1	必要により特定範囲のものについて行う	1ヶ月	1	母線、碍子、クランプ、支持物などは受変電設備用に準じて行う(停止せず)	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無	1ヶ月				2	接地抵抗測定	1年
接地線 接地工事	1	外観点検、損傷、汚損等の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年				
	2	接地線等の保安装置の取付状態	1ヶ月	2	断線	1年				
				3	接地線、保護管等	1年				
電線及び支持物	1	電線の高さ及び他の工作物・樹木との離隔距離	1ヶ月	1	電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1年	1	絶縁抵抗測定	1年	
	2	標識、保護柵の状況	1ヶ月	2	電線取付状態、弛度	1年				
				3	その他必要事項	1年				

対象	項目	月次点検			年次点検			測定		
		No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	測定項目	周 期
配電設備(屋外電線を含む)	ケーブル等	1	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の過熱、損傷、腐食	1ヶ月	1	ケーブル腐食、亀裂、損傷	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	布設部の無断掘削	1ヶ月	2	その他必要事項	1年	2	接地抵抗測定	1年
		3	標識、他物との離隔距離	1ヶ月						
負荷設備	電動機その他回転機	1	点検者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1ヶ月	1	音響、振動、温度	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
		2	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1ヶ月	2	各部の汚損、緩み、損傷 伝達装置の異常など外部点検を行う	1年	2	接地抵抗測定	1年
				3	制御装置点検	1年	3	必要により特性試験	不定期(3年)	
				4	その他必要事項	1年				
	接地線 接地工事	1	外観点検、損傷、汚損等の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年			
	2	接地線等の保安装置の取付状態	1ヶ月	2	断線	1年				
				3	接地線、保護管等	1年				
照明設備	1	点検者が異音、汚損、欠点、湿度、臭気、過熱などに注意する	1ヶ月	1	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れ	1年	1	絶縁抵抗測定	1年	
				2	その他必要事項	1年	2	接地抵抗測定	1年	
							3	必要により照度測定	不定期	
配線及び配線器具	1	開閉器の点検、湿気、塵埃等に注意、器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及び緩み、過熱	1ヶ月	1	機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無	1年	1	絶縁抵抗測定	1年	
							2	接地抵抗測定	1年	
							3	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験	1年	
蓄電池	本体	1	外観点検、異音、異臭	1ヶ月	1	変形、緩み、漏液、極板、固定状態	1年	1	セルの電圧測定	1年
	接続部	1	損傷、汚損等の有無	1ヶ月				2	電解液の比重測定	1年
	触媒栓	1	液量、有効期間	1ヶ月				3	電解液の液温測定	1年
非常用予備発電装置	原動機関係	1	燃料系統からの漏油及び貯油	1ヶ月				1	発電電圧測定	1年
		2	機関の始動、停止	1ヶ月				2	発電電圧周波数	1年
		3	始動用空気タンクの圧力	1ヶ月				3	発電機回転数	1年
4		その他必要事項は細則による	1ヶ月							
接地線 接地工事	1	外観点検、損傷、汚損等の有無	1ヶ月	1	外部の損傷、腐食	1年				
	2	接地線等の保安装置の取付状態	1ヶ月	2	断線	1年				
				3	接地線、保護管等	1年				
発電機関係	1	点検者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1ヶ月	1	音響、振動、温度	1年	1	絶縁抵抗測定	1年	
	2	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1ヶ月	2	各部の汚損、緩み、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行う	1年	2	接地抵抗測定	1年	
				3	制御装置点検	1年	3	必要により特性試験	不定期(3年)	
				4	その他必要事項	1年				
発電所	太陽電池アレイ	1	表面の汚れ、破損、架台の腐食、発錆、配線の損傷、ゆるみ	1ヶ月				1	接地抵抗測定(架台等)	1年

対象	項目	月次点検			年次点検			測定		
		No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	点検箇所、ねらい	周 期	No.	測定項目	周 期
太陽電池発電所	接続箱	1	腐食、発錆、配線の損傷	1ヶ月				1	接地抵抗測定	1年
	パワーコンディショナ	1	腐食、発錆、損傷、異音、異臭、換気フィルタ(ある場合)の目詰まり	1ヶ月	1	表示部の動作の確認	1年	1	絶縁抵抗測定	1年
	系統連係保護装置				1	単独運転検出機能の確認	1年			
	発電状況(指示計器)				1	異音、異臭、指示状態	1年			

※ 月次点検は毎月1回、年次点検は年に1回行う。

実施日・時間等については、月次点検の場合には予定日の10日前まで、年次点検の場合は予定日の2ヶ月前までに発注者に連絡し、調整するものとする。

※ 年次点検は、停電により設備を停止状態にして行うものとし、またその際は月次点検も併せて行うこととする。

※ この表のほか、電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合に臨時点検を必要の都度実施する。

**[見積書記載要領]**  
 各社の見積書で結構ですが、以下のポイントを確認し作成してください。

見 積 書

見積書提出日を記載してください。

令和 年 月 日

東北管区警察学校 殿

下記のとおり見積り申し上げます。

消費税込の見積額を記載

例：  
 \*\*市\*\*区\*丁目\*-\*  
 株式会社\*\*\*  
 代表取締役\*\*\*\*

社印  
 社名・住所 電話  
 代表者職名 代表者名 **代表者印**

合計金額 ￥〇〇,〇〇〇- (消費税込)

※押印省略可

件名：自家用電気工作物保安管理業務委託

※押印を省略する場合は、必ず代表者及び担当者氏名、連絡先を記載してください。

項目	規格	数量	単位	単価	金額
月次点検		11	式	〇〇	〇〇
年次点検		1	式	〇〇	〇〇
消費税					〇,〇〇〇
合計					〇〇,〇〇〇

消費税は円未満切り捨て



## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 東北管区警察学校庶務部会計課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)  
と△△ △△ (以下「乙」という。)とは、自家用電気工作物保安管理業務委託に関して、次の  
とおり契約を締結する。

- 1 契約事項 自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 契約内容 詳細は別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 ￥ , . - (年額)  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ , . -  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 契約期間 令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで
- 5 契約保証金 免除

### (目的)

第1条 乙は、本契約書に定めるところに従い、甲の所有する自家用電気工作物の保安管理業務  
を行い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

### (検査)

第2条 乙は、各月の業務を完了した場合は、甲の指定する者の検査を受けるものとする。

### (代金の請求及び支払)

- 第3条 乙は、各月ごとに次の代金を請求するものとする。  
4月から3月まで月額○○, ○○○円(消費税込)  
但し、年次点検実施月は、○○○, ○○○円(消費税込)
- 2 乙は、各月の代金を請求する場合は、第2条に記載する検査完了後、速やかに適法な支払請求書を甲に提出するものとする。
  - 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に、乙に当該金額を支払うものとする。

### (支払遅延利息)

- 第4条 甲は自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (契約金額の変更)

第5条 甲及び乙は、この契約の締結後における経済事情の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合は、協議のうえ契約金額を変更することができる。

### (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

#### （遅延賠償金）

第7条 乙は、甲の指定する契約期間内に業務を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、契約期間後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして契約期間の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約期間満了日の翌日から業務が完了した日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

#### （契約の解除及び違約金）

第8条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合。

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。

- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合。
  - (3) 乙が第9条第1項に該当する場合
  - (4) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
  - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第10条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

- 第11条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することが出来る。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### (再委託)

- 第12条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

#### (契約不適合責任)

- 第13条 甲は、役務の実施内容に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が本契約の内容に適合しない役務を実施した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が役務の実施の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

#### (管轄裁判所)

- 第14条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、仙台地方裁判所のみとする。

#### (秘密の保持)

- 第15条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用しては

ならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第18条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号  
支出負担行為担当官  
東北管区警察学校庶務部会計課長 ○○ ○○

乙 △△△△  
△△△△

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
東北管区警察学校庶務部会計課長  
○○ ○○ 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名 印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が東北管区警察学校に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類



(別紙様式)

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認 とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
東北管区警察学校庶務部会計課長  
○○ ○○

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。